

大阪市環境創造基金条例の一部を改正する条例案

大阪市環境創造基金条例（平成2年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 次に掲げる事業の資金に充てるため、大阪市環境創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 本市における地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等の地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における地球温暖化対策、廃棄物の適正な処理その他環境創造施策の推進に関する事業

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（処分）

第5条 基金に属する財産のうち、第1条第1号に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）に関して収受した寄附金、第1号事業に関して収受した寄附財産の処分に係る収入その他第1号事業に関する一般会計からの繰入金をもって充てたもの（当該財産の運用から生ずる収益を含む。）は、第1号事業の資金に充てるものとし、基金に属する財産のうち、同条第2号に掲げる事業（以下「第2号事業」という。）に関して収受した寄附金、第2号事業に関して収受した寄附財産の処分に係る収入その他第2号事業に関する一般会計からの繰入金をもって充てたもの（当該財産の運用から生ずる収益を含む。）は、第2号事業の資金に充てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年 2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市環境創造基金の処分に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市環境創造基金条例 (抄)

(設 置)

第 1 条 本市における環境保全に関する知識の普及、地球温暖化対策、廃棄物の適正な処理その他環境創造施策の推進を図る資金に充てるため、大阪市環境創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(設 置)

第 1 条 次に掲げる事業の資金に充てるため、大阪市環境創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 本市における地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等の地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における地球温暖化対策、廃棄物の適正な処理その他環境創造施策の推進に関する事業

(運用益金の処理)

第 4 条 省 略

(処 分)

第 5 条 基金に属する財産のうち、第 1 条第 1 号に掲げる事業（以下「第 1 号事業」という。）に関して收受した寄附金、第 1 号事業に関して收受した寄附財産の処分に係る収入その他第 1 号事業に関する一般会計からの繰入金をもって充てたもの（当該財産の運用から生ずる収益を含む。）は、第 1 号事業の資金に充てるものとし、基金に属する財産のうち、同条第 2 号に掲げる事業（以下「第 2 号事業」という。）に関して收受した寄附金、第 2 号事業に関して收受した寄附財産の処分に係る収入その他第 2 号事業に関する一般会計からの繰入金をもって充てたもの（当該財産の運用から生ずる収益を含む。）は、第 2 号事業の資金に充てるものとする。

(施行の細目)

第 5 条 省 略

第 6 条